

平成25年度一般会計補正予算など 25議案を審議

平成25年第4回(12月)定例会は12月2日に招集され、
12月17日までの16日間の会期で開催されました。

消費税増税により

使用料等条例の改正へ

政府が示した平成26年4月1日から
の消費税率及び地方消費税率の引き
上げに伴い、公の施設等の使用料等の
改定を行う条例の改正について審議
した。

対象施設は以下の通り。

- 「行政財産」(自動販売機など)
- 「市立学校校舎校庭」
- 「スポーツセンター」
- 「勤労青少年ホーム」

安全安心課創設へ

社会経済情勢に的確に
対応し、効率的な行政事
務の推進を図るため、行
政組織の見直しを行うた
めの「春日市部制条例の
一部を改正する条例」が
可決成立した。これによ
り、消防・防犯等の安全安
心に関する窓口を一本化
し、地域生活部に「安全安
心課(案)」を新設し、地域
との連携による安全安心
のまちづくりを目指す。

「ふれあい文化センター」

「のぼり窯体験広場」

「いきいきプラザ」

「都市公園」(多目的広場など)

「道路及び河川占用料」(電柱など)

「下水道使用料」

それぞれ、現行の使用料に含まれる
消費税相当額を5%から8%に変更
する内容となっている。

一般会計補正予算が可決成立

予算総額299億4476万円

今定例会において、歳出では「障がい
者自立支援給付事業費」「障害児通所給
付事業費」「私立幼稚園就園奨励費補助
金」「公共施設等の整備に対応するため
の「公共施設等整備基金積立金」など、歳
入では、「個人市民税(現年分)」「法人市
民税(現年分)」「市たばこ税」など、歳入
歳出それぞれ2億985万円を増額す
る補正予算が可決成立した。

これにより一般会計予算総額は29
9億4476万円となった。



審議の過程において「そもそも増
税に反対」「自治体に消費税納付の
義務はないのではないか」などの意
見が出され、執行部から「市が民間
と結ぶ公契約において相当額の消
費税負担があること」「近隣自治体
並びに類似する事業を行う団体と
の税負担の公平性を図る観点から
必要な措置である」旨の説明を受
け、賛成多数で可決した。

施行日は、平成26年4月1日と
なり、経過措置として施行日以後の
使用にかかる使用料で、施行日前に
徴収するものについては改正前の使
用料を適用するものとなっている。